［略］

q　令和２年１月１日現在、令和３年１月１日現在及び令和４年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては2.97とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.78とし、町村にあつては3.89とする。

N　次の算式Vによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式V

N＝｛0.14×（s－r）＋1.23｝＋（0.15×s－4.73）

｛0.14×（s－r）＋1.23｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（0.15×s－4.73）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とする。

算式Vの符号

［略］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和２年１月１日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.078を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.703を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25歳から29歳までの女性人口に2.133を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30歳から34歳までの女性人口に2.746を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35歳から39歳までの女性人口に1.561を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40歳から44歳までの女性人口に0.332を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.009を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和３年１月１日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.072を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.659を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨

［同左］

q　平成31年１月１日現在、令和２年１月１日現在及び令和３年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては2.84とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては3.65とし、町村にあつては3.78とする。

N　次の算式Vによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式V

N＝｛0.14×（s－r）＋1.09｝＋（0.15×s－4.88）

｛0.14×（s－r）＋1.09｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（0.15×s－4.88）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とする。

算式Vの符号

［同左］

s　住民基本台帳関係年報に登載された平成31年１月１日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.084を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.711を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25歳から29歳までの女性人口に2.155を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30歳から34歳までの女性人口に2.716を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、35歳から39歳までの女性人口に1.538を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、40歳から44歳までの女性人口に0.317を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び45歳から49歳までの女性人口に0.009を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和２年１月１日現在における出生数を、15歳から19歳までの女性人口に0.078を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20歳から24歳までの女性人口に0.703を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を

第明治三二十種五郵便年三月物三十一認可日